

自然保護とナショナル・トラスト



依 浩 三

「知床で夢を買いませんか」という知床国立公園の一〇〇平方m運動は、しばしば新聞などに報道されるので、多くの人に知られるようになった。去る九月末、その知床で「日本におけるナショナル・トラストを考える」シンポジウムが開催された。しかし、ナショナル・トラスト」という言葉はまだ一般にはなじみが薄い。シンポジウムに出席した原環境庁長官も、この機会に「日本版ナショナル・トラスト」にふさわしい愛称を募集します、と国民に呼びかけた。

私はシンポジウムに参加したわけではないが、一〇〇平方m運動のなりゆきを注目している者の一人として、ナショナル・トラストとはどんなものかについて、私なりに理解していることを記してみた。

ミユアの森

アメリカのカリフォルニア州にミユアの森という自然保護区がある。ここには高さ八〇mを越すレッドウッド（セコイアメスギ）の巨木が林立している。十九世紀の末にはこの森も木材業者の格好の目標となり、しだいに伐採が進んできた。

しかし世界一の巨木が次々と切られるのはいかにも惜しい。自然保護の先覚者ジョン・ミユアはその保護の必要性を世に訴え、セオドア・ルーズベルト大統領にも陳情書を送った。自然保護に熱心なルーズベルト大統領はこの陳情に接すると、カリフォルニア州選出のウィリアム・ケント国會議員に相談した。ケント議員は資力の豊かな人であるが、ただちに自然保護運動に共鳴し、レッドウッドの森を私財で買いとり、これを国民の共有財産として国に寄付した。一九〇六年（明治三十九年）のことである。

喜んだ大統領はこの地一帯を国家記念物（ナショナル・モニュメント）に指定し、ケントの森と名づけようとしたが、ケント議員はそれを固辞し、自然保護を最初に訴えた人の名をとってミユアの森と名づけるよう提唱した。こうして巨木の森は保護され、ミユアの森が誕生した。

欧米ではこのように富豪が私財を投じて、公共のために土地や建物を寄付したり、博物館や研究施設を提供する話がよく聞かれる。日本でも松方コレクション（国立西洋美術館）、大原美術館（倉敷）、清澄庭園（東京）などは富豪の財産が結果的には公共の財産となって一般公開されるようになったものであるが、自然保護のために土地を買って寄付したという例は知られていない。

私有地と自然保護

日本は狭い国土に多くの人口をかかえ、土地利用も高度化しているので、国立公園等の自然保護制度は土地所有権や土地利用を肯定した上で、自然保護のための規制が行われているものが多い。国立公園でも大部分の地域では林業が営まれ、部分的には農業や鉱業も行われ、地元住民の生活の場となっている。日本の国立公園面積の二二%、国立公園面積の四三%は私有地なのである。

しかし私有地では、憲法で保障される「財産権」と、自然保護という「公共の福祉」の調整がたいへん困難である。自然保護の立場からすれば、そのまま保護されることが望ましい優れた自然環境も、現実には土地所有者の都合によって木が切られたり、建物を建てられたりすることがままある。多くの場合は土地所有者の理解と協力によって、良好な風致が維持されているが、どうしても自然保護上重要な私有地は買い上げる必要が生ずるのである。

北海道でも野幌森林公園の一部三〇〇ha、阿寒国立公園の阿寒湖畔の一部一三四ha等が、自然保護の必要上から道有地となった事例がある。

斜里町の岩尾別地区は第二次大戦後の緊急入植地として原始林が切り払われ、開拓地となった。その一部は知床国立公園に含まれているが、自然条件はきびしく離農者があつた。そして列島改造の土地ブームを迎えると、この国立公園内の開拓跡地は土地ブローカーにねらわれるようになった。しかし自然保護に熱心な地元G

人などの有志や斜里町は、この地区が乱開発されることを防ぐため、懸命な買い支えを行なった。それでもかなりの土地は不動産業者の手に渡ったという。

こうしたことから斜里町では、岩尾別地区の土地を環境庁か道が買い上げてくれることを強く要望した。しかし自然保護のために国が全額出資して買い上げたり、道が国の補助金を得て買い上げることのできる対象地は、自然環境が特に優れていることが条件であり、岩尾別のような開拓跡地は対象となり得ないのが現行の制度である。そこで当時の藤谷豊町長はいろいろ考えた末に、イギリスで行われている「ナショナル・トラスト」にヒントを得て、知床一〇〇平方m運動を思いついたのである。

ナショナル・トラスト

イギリスでは産業革命が最も早く進展したが、それとともに各地の田園風景や歴史的環境も急速に失われはじめた。それはあまりにも惜しいことであつたので、これに歯止めをかけようと婦人運動家のオクタビア・ヒル、弁護士のリバート・ハンター、牧師のキャン・ロンスリーの三人が相談し、市民から浄財を集めて自然地域や歴史文化財を守る運動をはじめた。これがナショナル・トラストの起りであり、一八九五年（明治二八年）のことである。

ナショナル・トラストは直訳すれば「国民信託」、意識すれば「自然文化財保護国民基金」ともいうべき民間団体である。事業としては優れた自然や田園風景地、野生動物生育地、歴史的意義のある庭園、建物、家具などを買取り、贈与、遺贈等によって取得し、これを国民共有の財産として保存、一般公開するもので、会計は会費、寄付金、入場料等でまかなわれる。

現在のナショナル・トラストは一七万haの土地、六四〇kmの海岸線、二〇〇の建造物、一〇〇の庭園を所有し、イギリス最大の土地所有者となり、会員は一〇〇万人に達するという。政治家チャーチル、詩人ワーズワース、小説家トーマス・ハーデー等の家も現在はナショナル・トラストの財産である。

政府は特別な資金援助をしないのが原則であるが、一九〇七年にナショナル・トラスト法を制定し、その財産は譲渡、分配、抵当化が禁止され、また財産をナショナル・トラストに提供する場合は相続税等が免除され、しかも家族はその建物の中で生活するこ

とが認められているという。

日本のトラスト運動

近年は、日本でもナショナル・トラストに類似する運動が各地に起りはじめている。たとえば、昭和四十三年に設立された観光資源保護財団という組織がある。これは一般会員からの浄財のほか日本船舶振興協会からの助成金により、文化財や観光資源の保護に努めているもので、新潟県でトキ保護のための給餌地を取得したり、各地の観光資源保護のための調査、対策等を行っている。北海道ではサロベツ原野、小樽運河、ポー川（標準町）等の調査、保護提言が行われた。

しかし世間の注目を大きく集めたのは知床一〇〇平方m運動である。これは斜里町が昭和五十二年からはじめたもので、前記の開拓跡地を一口につき一〇〇平方m、八〇〇〇円で一般市民に「夢」を買ってもらい、それを斜里町が一括して所有、管理し、植樹を行って将来は原始林に復元しようとするものである。現在この運動への参加者は一万四千余人、取得した土地は一八〇haに達し、なお今後も運動の輪をひろげたいとしている。ナショナル・トラストでは、一人が一万ポンド出すよりも一万人が一ポンドずつ出す草の根運動が尊重されるそうで、その意味では知床一〇〇平方m運動はまさに日本版ナショナル・トラストへの試みの第一号である。

昭和五十六年、日本の第一号として開設されたウトナイ湖の野鳥サンクチュアリは、日本野鳥の会が全国の自然愛好家から善意の資金一億円を集めて整備したもので、野鳥保護区と自然観察施設があり、野鳥に詳しいレンジャーも常駐している。このような野鳥保護運動ではアメリカのオージューボン協会が大先輩にあたるが、野生動物保護の世界の組織としてはWWF（世界野生生物基金）がある。日本にも支部（委員会）があつて活動しているが、昭和五十六年、全世界から三十億円ちかい資金が集まったのに経済大国日本では一千万円がやっとという実情なので、十一月初旬には日本の自然保護世論を高めるため、WWF総裁、イギリスのエジンバラ公が来日し、ウトナイ湖や釧路湿原も視察した。

その他に清水町のオホーツクの村づくり運動、和歌山県の天神崎市民地主運動、岡山県の郷土文化財団等が、日本版ナショナル・トラストへの道をめざしている。

今後の課題

日本のナショナル・トラストは、今ようやく世間の関心が高まりはじめたところであり、今後どのような進展を示すかは未知数である。環境庁でもナショナル・トラスト研究会を発足させて、問題点を検討しているという。

現在のところは税制上の措置、たとえば募金に応じた場合の所得控除、相続時に財産を譲渡した場合の相続税や、譲渡された物件に対する固定資産税等の非課税等が期待されている。また、ナショナル・トラストに所属した財産が確実に保護、管理されることを保障する「公益信託」の適用も法律家から提言されている。こうしたことを含めて「ナショナル・トラスト法」を制定してほしいという声も関係者の間からあがっている。

知床一〇〇平方m運動では原始林への復元をめざして植林が行われているが、今後これをどのように育ててゆくのかは研究課題の一つである。また、知床の場合は土地購入費よりも植林等の管理費の方が大きな割合を占めているようであるが、自然条件だけでは天然更新を助長して植林費を軽減し、同じ資金でより広い土地を取得できるかも知れない。さらに検討を要する問題であろう。

いずれにしても私有地の自然保護は、土地所有者の理解と協力を得ることが基本である。そのうちどうしても土地を買い上げなければならない場合は、国や地方公共団体が公有化するケースと、民間資金によるナショナル・トラストの草の根運動やミューアの森のような大口寄付のケースが、車の両輪の役割りを果たすのである。

この機会に一人でも多くの人が、日本の自然保護とナショナル・トラストのあり方に関心をいただけたらと思う。

本文は昭和五十七年十月十二日および十三日付北海道新聞(夕刊)から転載したものである。

(野幌森林公園管理部長)